

訪問看護重要事項説明書

訪問看護サービス

(医療保険用)

一般財団法人 野中東皓会

静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり

1. 静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわりの概要

(1) 事業所の概要

事業所名称	静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり	
所在地	〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内1丁目2番地22号	
医療保険事業者番号	519.011.1	
管理者及び サービス提供責任者	看護師 松永 花英	
電話番号	048（485）9490	
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護 (看護業務の一環としてリハビリステーションを含む)	
	埼玉県	新座市…全域 朝霞市…青葉台・朝志ヶ丘・岡・北原・幸町・栄町 泉水・仲町・西原・西弁財・根岸台・浜崎 膝折・膝折町・東弁財・本町・溝沼・三原 志木市…柏町・幸町・館（たて）・本町 和光市…西大和団地・広沢・本町・南
	東京都	東久留米市…上ノ原・金山町・小山・幸町・新川町 神宝町・浅間町・大門町・氷川台 東本町・本町 清瀬市…旭が丘・上清戸・下宿・下清戸・中清戸 中里 練馬区…大泉学園町・大泉町・西大泉・東大泉 南大泉 西東京市…北町・栄町・下保谷・ひばりが丘北

(2) 従業員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	6名	1名	訪問看護サービスの提供	7名
	准看護師	0名		訪問看護サービスの提供	0名
訪問リハビリ	理学療法士	4名	0名	訪問リハビリサービスの提供	4名
	作業療法士	2名	0名	訪問リハビリサービスの提供	2名
事務		1名		事務所の必要な事務処理	1名

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 要介護状態又は要支援状態の軽減、悪化の防止及び要介護状態になることの予防を目的に、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の状態を踏まえ、適切な看護技術をもって、計画的な訪問看護を行います。
- (2) 利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・向上を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援します。
- (3) 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3. 営業日・時間

営業日・時間	月曜日から金曜日：9時00分から17時15分まで
休業日	土・日・祝祭日・年末年始（12月30日から1月3日まで）

当事業所は、利用者又は家族等からの電話等により看護に関する意見や緊急訪問の要請を求められた場合、常時対応できる体制を取っておりますので、緊急時訪問看護加算の算定に同意された利用者に対しては、看護師が24時間・365日対応いたします。

4. 訪問看護の内容

- (1) 看護・介護行為（利用者に対して）
 - ①バイタルチェック…血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定
 - ②身体の保清…清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴、手浴等
 - ③療養指導…生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導
- (2) 医療的処置行為
 - ①創傷及び褥瘡処置
 - ②人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ③経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ④尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ⑤在宅酸素療法管理ケア
 - ⑥喀痰の吸引・管理
 - ⑦点滴
 - ⑧人工呼吸療法（レスピレーター・ベンチレーター）
 - ⑨排泄管理ケア…浣腸、摘便
- (3) リハビリテーション
 - ①拘縮予防、筋力・体力増強訓練、歩行訓練等
 - ②嚥下訓練
- (4) 介護者に対して
 - ①介護の方法指導、介護福祉等の社会資源の紹介
 - ②褥瘡予防、リハビリの方法、食事指導…介助の工夫や方法等
 - ③室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法等
 - ④介護者の健康相談・助言

医療保険利用料金（訪問看護療養費）

サービス種類	訪問回数	実施時間	利用料金		利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目	30 分以上	5.550 円		560 円	1.110 円	1.670 円
	週 4 日目	90 分未満	6.550 円		660 円	1.310 円	1.970 円
	理学療法士 作業療法士	週 3 日限度 (厚生労働 大臣認定疾 病は除く)	5.550 円		560 円	1.110 円	1.670 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ)	週 3 日目 まで	30 分以上 90 分未満	同一日 2 人	5.550 円	560 円	1.110 円	1.670 円
			同一日 3 人以上	2.780 円	280 円	560 円	830 円
	週 4 日目 まで		同一日 2 人	6.550 円	660 円	1.310 円	1.970 円
			同一日 3 人以上	3.280 円	330 円	660 円	980 円
	理学療法士 作業療法士	週 3 日限度 (厚生労働 大臣認定疾 病は除く)	同一 2 人	5.550 円	5.60 円	1.110 円	1.670 円
			同一 3 人以上	2.780 円	280 円	560 円	830 円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	入院中の 外泊時に 1 ～2 回	30 分以上 90 分未満	8.500 円		850 円	1.700 円	2.550 円
訪問看護管理療養費※	月の初日		7.670 円		770 円	1.530 円	2.300 円
	月の 2 日目以降		3.000 円		300 円	600 円	900 円
※訪問看護管理療養費は、訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (Ⅱ) が算定された日に、併せて算定されます。							

1 日毎に算定される加算

加算種類	算定対象及び要件		利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護を受けた場合に、週 1 回に限り算定されます。		5.200 円	520 円	1.040 円	1.560 円
複数名 訪問看護加算※1	同時に複数の看護師等から訪問看護を受けた場合に算定されます。		4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
	同一建物内 2 人		4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
	同一建物内 3 人以上		4.000 円	400 円	800 円	1.200 円
夜間・早朝訪問看護加算	18 時から 22 時又は 6 時から 8 時の間に訪問看護を受けた場合に算定されます。		2.100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時から翌朝 6 時の間に訪問看護を受けた場合に算定されます。		4.200 円	420 円	840 円	1.260 円
緊急訪問看護加算	主治医の指示による計画外の訪問看護を受けた場合に算定されます。 月の 14 日目迄に算定された場合		2.650 円	270 円	530 円	800 円
	月の 15 日目以降に算定された場合		2.000 円	200 円	400 円	600 円
難病等 複数回訪問看護加算	1 日に複数回の訪問看護を受けた場合に算定されます。	1 日に 2 回 同一建物 1 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
		同一建物 2 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
		同一建物 3 人以上	4.000 円	400 円	800 円	1.200 円
		1 日に 3 回以上 同一建物 1 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円
		同一建物 2 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円
		同一建物 3 人以上	7.200 円	720 円	1.440 円	2.160 円

1月毎や開始時、終了時に算定される加算（精神含む）

加算種類	算定対象及び要件	利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
退院時共同指導加算	サービスを開始又は再開される月に、対象の方のみ加算されます。（最高2回） <u>ビデオ通話等を用いた場合も算定可能</u>	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円
退院時支援指導加算	退院後、初回の訪問看護を受けた月に、対象の方のみ算定されます。 <u>長時間指導を行った場合 8400 円/回</u>	6.000 円	600 円	1.200 円	1.800 円
24 時間対応体制加算※1	計画外（緊急時）の訪問看護を希望される方が対象です。（毎月1回）	6.800 円	680 円	1.360 円	2.040 円
DX 情報活用加算	オンライン資格確認・請求等のシステムを導入した事業者（全員必ず算定）	50 円/月	5 円	10 円	15 円
訪問看護 ベースアップ評価料（Ⅰ）	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある事業所（全員必ず算定）	780 円/月	80 円	160 円	230 円
専門管理加算	緩和ケア・褥瘡ケア又はストーマケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師は配置されている。	2.500 円	250 円	500 円	750 円
	保健師助産師看護師法に規定する指定研修機関において、同項1号に規定する特定行為のうち、訪問看護において専門の管理を必要とする者に係る研修を修了した看護師は配置されている。	2.500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算※2	特別な医療処置や医療機器の管理が必要な方が対象です。（毎月1回）	5.000 円	500 円	1.000 円	1.500 円
		2.500 円	250 円	500 円	750 円
看護・介護職員 連携強化加算	看護師の指導のもと、介護職員が痰の吸引等を行う方が対象です。（毎月1回）	2.500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算	往診医や薬剤師等と密な連携のもと、看護師が療養指導を行う方が対象です。	3.000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	往診医と看護師が共同で指導を行った場合に算定されます。（月2回迄） <u>ビデオ通話等を用いた場合も算定可能</u>	2.000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費 （Ⅰ）（Ⅱ）※1 （Ⅱ）は各年度1回を限度	（Ⅰ）厚生労働大臣の定める疾病の方 （Ⅱ）入院・入所される方が対象です。	1.500 円	150 円	300 円	450 円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること	1.500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護 ターミナルケア療養費 （Ⅰ）（Ⅱ） ※1	ご自宅での看取り（Ⅰ）や入所施設での看取り（Ⅱ）を希望される方が対象で、サービス終了月に算定されます。 <u>退院時支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。</u>	25.000 円	2.500 円	5.000 円	7.500 円
		10.000 円	1.000 円	2.000 円	3.000 円

※1…複数名訪問看護加算、24時間対応体制加算、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費には利用者様及びご家族様の同意が必要となります。

※2…特別管理加算は、必要な医療処置や身体状況により利用料金が異なり、どちらか一方のみの算定となります。

★1月毎や開始時、終了時に算定される加算は訪問看護療養費と以下同様にてご参照下さい。

「精神訪問看護療養費」

医療保険利用料金（精神）

サービス種類	訪問回数	実施時間	利用料金	利用者負担額			
				1 割	2 割	3 割	
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目 まで	30 分未満	4.250 円	430 円	850 円	1.280 円	
		30 分以上	5.550 円	560 円	1.110 円	1.670 円	
	週 4 日目 以降	30 分未満	5.100 円	510 円	1.020 円	1.530 円	
		30 分以上	6.550 円	660 円	1.310 円	1.970 円	
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ)	同一日 に 2 人	週 3 日目未満	30 分未満	4.250 円	430 円	850 円	1.280 円
		週 3 日目未満	30 分以上	5.550 円	560 円	1.110 円	1.670 円
		週 4 日目以降	30 分未満	5.100 円	510 円	1.020 円	1.530 円
		週 4 日目以降	30 分以上	6.550 円	660 円	1.310 円	1.970 円
	同一日 に 3 人 以上	週 3 日目未満	30 分未満	2.130 円	210 円	430 円	640 円
		週 3 日目未満	30 分以上	2.780 円	280 円	560 円	830 円
		週 4 日目以降	30 分未満	2.550 円	260 円	510 円	770 円
		週 4 日目以降	30 分以上	3.280 円	330 円	660 円	980 円
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅳ) ※2	入 院 中 の 外泊時に 1 ～2 回	在宅療養に備えて一時的 に外泊する入院患者に対 して訪問看護を行った場 合、1 回に限り算定。 但し、厚生労働大臣が定 める疾病者は入院中 2 回 算定出来る。	8.500 円	850 円	1.700 円	2.550 円	
精神訪問看護 管理療養費※1	月の初日		7.670 円	770 円	1.530 円	2.300 円	
	月の 2 日目以降		3.000 円	300 円	600 円	900 円	
DX 情報活用加算	オンライン資格確認・請求等のシ ステムを導入した事業者		50 円／月	5 円	10 円	15 円	
※1 訪問看護管理療養費は、訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅲ）が算定された日に、併せて算定されます。							
※2 精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）を算定した日に訪問看護管理療養費は算定出来ません。							

「精神訪問看護」

1 日毎に算定される加算

加算種類	算定対象及び要件		利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
長時間 精神科訪問看護加算	90 分を超える訪問看護を受けた場合に、週 1 回に限り算定されます。 (特別管理加算算定者のみ該当)		5.200 円	520 円	1.040 円	1.560 円
夜間・早朝訪問看護加算	18 時から 22 時又は 6 時から 8 時の間に訪問看護を受けた場合に算定されます。		2.100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時から翌朝 6 時の間に訪問看護を受けた場合に算定されます。		4.200 円	420 円	840 円	1.260 円
精神科 緊急訪問看護加算	主治医の指示による計画外の訪問看護を受けた場合に算定されます。 月の 14 日目迄に算定された場合		2.650 円	270 円	530 円	800 円
	月の 15 日目以降に算定された場合		2.000 円	200 円	400 円	600 円
精神科 複数回訪問看護加算	1 日に複数回の訪問看護を受けた場合に算定されます。	1 日 2 回 同一建物 1 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
		同一建物 2 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
		同一建物 3 人	4.000 円	400 円	800 円	1.200 円
		1 日に 3 回以上 同一建物 1 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円
		同一建物 2 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円
		同一建物 3 人	7.200 円	720 円	1.440 円	2.160 円
複数名 精神科訪問看護加算※3	1 日 1 回：同一建物内 1 人		4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
	同一建物内 2 人		4.500 円	450 円	900 円	1.350 円
	同一建物内 3 人以上		4.000 円	400 円	800 円	1.200 円
	1 日 2 回：同一建物内 1 人		9.000 円	900 円	1.800 円	2.700 円
	同一建物内 2 人		9.000 円	900 円	1.800 円	2.700 円
	同一建物内 3 人以上		8.100 円	810 円	1.620 円	2.430 円
	1 日 3 回以上：同一建物内 1 人		14.500 円	1.450 円	2.900 円	4.350 円
	同一建物内 2 人		14.500 円	1.450 円	2.900 円	4.350 円
	同一建物内 3 人以上		13.000 円	1.300 円	2.600 円	3.900 円

※3 複数名精神科訪問看護加算は利用者様及びご家族様の同意が必要となります。

★1 月毎や開始時、終了時に算定される加算は精神訪問看護療養費と以下同様にてご参照下さい。

医療保険の対象外となる利用料金

交通費 (1回毎)	事業所から片道 2 km まで	100 円	事業所から片道 4.1 km～5 km まで	250 円
	〃 片道 2.1～3 km	150 円	〃 片道 5.1～6 km	300 円
	〃 片道 3.1～4 km	200 円	〃 片道 6.1～7 km	350 円
※ 事業所から 2 km までは 100 円、2 km を超えると 1 km 毎に 50 円を加算させていただきます。				
超過時間	サービスの提供時間が 90 分を超えた場合、15 分毎に 1,500 円をご負担して頂きます。 但し、特別管理加算の算定対象となる方、特別訪問看護指示書が交付されている方は医療保険の長時間訪問看護加算が算定される為、超過時間分の料金は頂きません。			
キャンセル料	訪問時に不在だった場合は 1,000 円のキャンセル料をご負担して頂きます。 (電話やチャイムへの応答がない場合も含む)。ただし、突発的な事故や体調不良等、特別な事情がある場合は考慮致します。 行き違いとならない為、予定している日時の訪問キャンセルが前もってわかっている場合は、前営業日の 17 時より前（前営業日が土曜日の場合は 12 時 15 分より前）にご連絡をお願いします。			
営業時間外	事業所の定める営業日・時間外に訪問看護を実施した場合は、1 回の訪問につき 4,000 円を訪問看護療養費に加えてご負担して頂きます。			
自費での訪問看護	医療保険の適用とならない（訪問看護指示書が発行されていない等）訪問看護を受ける時は、事業所が定めた利用料金をお支払いして頂きます。 ・ 事業所の営業日かつ営業時間内… 8,000 円 ・ 事業所の休業日又は営業時間外… 10,000 円			
医療物品	処置や療養上で必要な医療物品について、購入及び使用代金を利用者様にご負担して頂く場合がございます。購入及び使用の要不要、金額等につきましては事前にご相談させていただきます。			
ご遺体のケア料	利用者様が亡くなられたとき、当事業所の看護師がご遺体のケアを行わせて頂いた場合に 10,000 円をご負担して頂きます。なお、ご遺体のケアに使用した衛生材料費につきましては、別途ご負担頂きます。			

訪問看護（精神科）の内容及び基本部分の利用料

内容	自己負担分 (割)	お支払い方法 ・利用料金は1月単位で計算し、毎月15日前後に請求書をお渡し致します。 ・お支払いは、毎月27日（休業日の場合は翌営業日となります。）口座振替でお願いしております。 口座振替が困難な場合は、現金によるご相談をさせていただきます。
訪問看護基本療養費（Ⅰ）週3日目まで	円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）週4日目以降	円	
訪問看護管理療養費 毎月の初日	円	
訪問看護管理療養費 毎月の2日目以降	円	

※上記基本部分の利用料の他に、下記の料金を頂く場合があります。

(1) 加算

種類	自己負担分
24時間対応体制加算（1回／月につき）	円
特別管理加算（Ⅰ）（1回／月につき）	円
特別管理加算（Ⅱ）（1回／月につき）	円
DX 情報活用加算（全員必ず算定）	円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）加算（全員必ず算定）	円
退院時共同指導加算（ 月のみ）	円
+特別管理指導加算	円
退院時支援指導加算（ 月のみ）	円
訪問看護情報提供療養費	円
訪問看護ターミナルケア療養費加算	円

(2) 交通費

交通費として、1回の訪問毎に 円をお支払い頂きます。				
～2 km：100 円	2.1～3 km：150 円	3.1～4 km：200 円	4.1～5 km：250 円	5.1～6 km：300 円

5. 加算の説明及び同意項目（精神科含む）

☐ 特別管理加算（Ⅰ）5.000 円 1 回／月

同意日：令和 年 月 日 開始日：令和 年 月 日

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

☐ 特別管理加算（Ⅱ）2.500 円 1 回／月

同意日：令和 年 月 日 開始日：令和 年 月 日

- ①在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導加算、在宅中心静脈栄養指導加算、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸機指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導、在宅酸素療法指導管理のいずれを受けている状態
- ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ③真皮を超える褥瘡がある状態
- ④点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

☐ 複数名訪問看護加算 4.500 円／週 1 回（精神科含む）

開始日：令和 年 月 日

- ①末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者
（特掲診療科の施設基準等別表第 7 に掲げる疾病等の者）
- ②特別管理加算の対象となる利用者の（特掲診療科の施設基準等別表第 8 に掲げる者）
- ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

☐ 24 時間対応体制加算 6.800 円 1 回／月

同意日：令和 年 月 日 開始日：令和 年 月 日

緊急時訪問看護加算の算定に同意された利用者に対して、看護師が電話や訪問等で 24 時間・365 日対応いたします。
尚、電話や訪問等による緊急対応がなされなかった月でも、緊急時訪問看護加算は算定されますが、定期訪問を含め看護師が一度も訪問看護を実施していない月には同加算は算定されません。

☐ 訪問看護ターミナルケア療養費加算 25.000 円

同意日：令和 年 月 日

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定されます。
ターミナルケアとは、看護師が病気の症状等による苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアのことを言います。
尚、ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関に搬送し、24 時間以内に死亡が確認された場合等でも、同加算は算定されます。

☐ 退院時支援指導加算 6.000 円／1 回限り

開始日：令和 年 月 日

退院当日の訪問看護が必要であると認められた者が医療機関から退院する日に看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合 1 回限り、最初の訪問看護の実施日に算定されます。
（退院支援日に訪問時間がトータル 90 分を超える長時間指導を行った場合は 8.400 円／1 回限り）

☐ 退院時共同指導加算 8.000 円／1 回限り 開始日：令和 年 月 日

+ ☐ 特別管理指導加算（特別管理加算算定者）2000 円／月 1 回 開始日：令和 年 月 日

病院・診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に 1 回限り算定されます。

尚、厚生大臣が掲げる疾病等の利用者については、複数日に指導を行った場合に限り 2 回算定出来ます。また、複数の訪問看護ステーション又は医療機関の看護師等が退院時共同指導を行った場合には合計 2 回まで算定出来ます。

※特別管理指導加算は特別な医療管理が必要な者（特別管理加算算定予定者）に対して退院時共同指導を行った場合追加で加算されます。

☐ 長時間訪問看護加算 5.200 円／週 1 回 開始日：令和 年 月 日

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となる時、1 回の訪問看護につき加算されます。（週 2 回目～は自費として頂きます。）

☐ 訪問看護情報提供療養費 同意日：令和 年 月 日

訪問看護情報提供療養費（Ⅰ）…お住まいの市区町村へ情報を提供します。

①末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者（特掲診療料の施設基準等別表第 7 に掲げる疾患等の者）

②特別管理加算の対象となる利用者（特掲診療料の施設基準等別表第 8 に掲げる者）

③精神障害を有する者又はその家族

訪問看護情報提供療養費（Ⅱ）…保険医療機関等へ情報を提供します。

①訪問看護利用中に病気や保健施設に入院・入所される利用者

私（利用者及び家族）は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じて加算する事に同意致します。

令和 年 月 日

住所_____

利用者又は代理人氏名_____ 印

6.留意事項及び病状必要時

- (1) 緊急時を除き、原則として休業日（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始）と営業日時間外の訪問はいたしません。
但し、病状や体調、医療処置等により休業日や営業時間外でも訪問看護が必要と判断される場合は、計画的な訪問看護を実施いたします。
- (2) 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復の為の療養上の世話や診察の補助を行うものである為、調理、掃除、買い物、金銭の取り扱い等を行うことは出来ません。
- (3) 天候や交通事情、その他の事情により事前の連絡なしに訪問時間が変更される場合があります。時間変更が 15 分以上となる場合は、担当又は事業所よりご連絡致します。
- (4) 訪問看護の実施にあたっては、原則として担当の看護師等が毎回同じ日時に訪問するようにしておりますが、やむ得ない事情（体調不良、事故等）により訪問日当日に看護師等や日時の変更をお願いする場合があります。
又、事業所の都合（職員の異動や退職等）により、担当の看護師等や日時そのものの変更をお願いする場合があります。
- (5) お住まいでサービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となりますので、予めご了承下さい。
- (6) 看護師等に対する贈り物や飲食等のお心遣いをご遠慮させていただきます。
- (7) 看護師等の訪問は原則として 1 日 1 回、週 3 回迄ですが末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者（特掲診療料の施設基準等別表第 7 に掲げる疾患等の者）、特別管理加算の対象となる利用者（特掲診療料の施設基準等別表第 8 に掲げる者）、特別訪問看護指示書が交付されている利用者は 1 日 2 回以上、週 4 日以上訪問看護を受けることができます。
- (8) 高齢者虐待防止に関する事項
事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護・虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

7.緊急時対応について

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、病状の急変等があったりした場合は、速やかに上記の関係者や緊急連絡先へ連絡致します。
尚、生命に影響を及ぼす状態と判断した場合は、看護師等の判断で救急車を要請します。

8.個人情報利用について

(1) 当事業所における業務に関する利用

- ①提供される看護サービス
- ②介護・医療保険事務、会計・経理
- ③事故等の報告
- ④サービスの質の向上を目的とした事業所内症例検討
- ⑤その他、看護サービスの管理運営業務

(2) 当事業所外への情報提供としての利用

- ①他の訪問看護ステーション、介護サービス事業所、病院・診療所、薬局等との連携
- ②行政機関、保健所、在宅福祉公社等との連携
- ③他の訪問看護ステーション、居宅介護支援サービス事業所等からの照会への回答
- ④看護サービス提供の為、外部の医師等の意見や助言を求める場合
- ⑤ご親族等への看護サービス内容の説明
- ⑥審査支払期間へのレセプト提出、指定収納金融機関への照会
- ⑦審査支払期間及び保険者からの照会への回答
- ⑧賠償責任保険等に関わる、保険会社等への相談又は届出等
- ⑨その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

(3) その他の利用

- ①看護サービスの維持・改善の為の基礎資料
- ②外部監査機関への情報提供

(4) 利用期間…契約書に基づき、サービスの提供を受けている期間

9.苦情申立・相談窓口

当事業所の 苦情・相談窓口	電話番号	048（485）9490
	担当者	松永 花英
	ご利用時間	平日：9時00分から17時15分まで
関東信越厚生局 指導監査課	電話番号	048（612）7508
	住所	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 8階
	ご利用時間	平日：9時00分から17時00分まで

当事業所は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項（個人情報の利用を含む）を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業所

所在地 埼玉県新座市堀ノ内1丁目2番22号

名 称 静風荘病院
訪問看護ステーション ひまわり 印

説明者
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から上記重要事項（個人情報の利用を含む）の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者又は代理人

住所

氏 名 _____ 印 _____

ご家族様代表

住所

氏 名 _____ 印 _____